



印南町水道事業経営戦略

平成31年度～平成40年度までの10年間

平成31年3月

印南町生活環境課

目次

1. 経営戦略策定の概要	1
(1) 経営戦略の目的	1
(2) 経営戦略の計画期間	1
2. 事業概要	2
(1) 事業の現況	2
(2) これまでの主な経営健全化の取組	6
(3) 経営比較分析	7
3. 将来の事業環境	14
(1) 給水人口と水需要（有収水量）の見通し	14
(2) 料金収入の見通し	15
(3) 施設の見通し	15
(4) 組織の見通し	18
4. 経営の基本方針	18
5. 投資・財政計画（収支計画）	19
(1) 投資・財政計画（収支計画）	19
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	19
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	23
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	26
用語解説	27

1. 経営戦略策定の概要

(1) 経営戦略の目的

印南町の水道は、切目地区で昭和28年から簡易水道事業として始まりました。その後、他地区においても簡易水道の整備を進め、平成19年には最終的な未普及地域であった川又地区に給水を開始したことで、ライフラインとしての水道普及率が100%となりました。また、各地区に点在し老朽化が進む簡易水道の統合を計画的に実施し、平成29年度には上水道事業へ移行しました。現在は計画給水人口8,450人、配水能力4,880m³/日とする事業認可を受けて経営を行っています。本町の水道は、水源から蛇口に至る安定した水道トータルシステムとして一定の水準に達しており、いつでもどこでも、安心・安全でおいしい水を安定して供給できるようになっています。

一方、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。本町の人口は、少子高齢化に伴い今後減少していく見込みであり、人口の減少に伴って料金収入も減少していくことが予測されるため、収入の確保が課題となります。また、施設の老朽化に対応するため修繕費、更新投資等の経費負担も課題となってきます。

こうした中、町民の皆さまの生活に必要な不可欠な水道事業の安定的な運営を図るため、直面する課題を認識したうえで、将来的な収支計画を作成し、その改善策を検討するため中長期的な経営の計画である「経営戦略」を策定いたします。

本経営戦略は、平成26年8月29日付総務省通達文書「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号）で策定を要請された「経営戦略」として位置づけます。

(2) 経営戦略の計画期間

本計画においては、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、平成31年度から平成40年度までの10年間を計画期間とします。また今後、社会情勢の変化への対応や進捗状況の検証を図るため、随時フォローアップを行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

本町の給水の状況は【図表2.1】の通りです。供用開始から約60年が経過し、計画給水人口8,450人に対して、平成29年度末（平成30年3月末）の給水人口は8,236人となりました。

有収水量密度（給水区域面積1ha当たりの年間有収水量）は0.15千 m^3 /haと、平成28年度末の全国平均値1.31千 m^3 /haに比べて大きく下回っています。地理的条件を克服するために、より効率的な経営が必要となります。

【図表2.1】給水の現況

（平成30年3月末現在）

供用開始年月日	昭和33年4月1日	計画給水人口	8,450人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適用企業 (全部適用)	現在給水人口	8,236人
		有収水量密度	0.15千 m^3 /ha

② 施設

本町は、印南浄水場、印南原浄水場、切目川水源、川又浄水場の4箇所の浄水場と、印南配水池、宇杉配水池など24箇所の配水池を有しています。主な水源は日高川の表流水、切目川の伏流水（ダム放流水）及び浅層地下水であり、全て自己水でまかっています。

管路延長は、水源から浄水場に原水を送るための導水管が8.29km、浄水場から配水池に浄水を送るための送水管が21.19km、配水池から各家庭の前まで浄水を送り届けるための配水管が142.08kmとなっており、総延長171.56kmの管路が町内に張り巡らされています。

町内にある4箇所の浄水場から1日に送水可能な水の量は合計4,880 m^3 /日です。平成29年度の日平均配水量は3,711.37 m^3 /日であったため、施設利用率は76.05%でした。

【図表2.2】施設の現況

(平成30年3月末現在)

水源	表流水、伏流水、地下水			
施設数	浄水場設置数	4	管路延長	171.56 km
	配水池設置数	24		
施設能力	4,880 m ³ /日		施設利用率	76.05 %

③ 料金

本町の水道料金表は【図表2.3】に示す通りです。

本町の水道料金は、水の使用量にかかわらず一定額を徴収する基本料金と使用水量に応じて徴収する超過料金から成る二部料金制です。また、利用者の使用目的に応じて異なった料金体系を設定する用途別料金体系を採用しています。

この料金体系は、生活用水以外の用途を高額とすることにより、生活用水の低廉化を図るといふ社会政策的配慮の観点から導入しています。

水道料金は、公正妥当なもので、かつ、能率的な経営による適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければなりません。また、単に既存の施設による給水のための原価を賄うだけでは十分ではなく、施設の建設、改良、再構築が可能であるように、財政的基盤の強化を図りうるものでなければなりません。本町では、以上のような考え方に基づき適正な水道料金を適宜検討しており、直近では、平成26年4月1日に料金改定を実施しました。

【図表2.3】水道料金表（1ヶ月につき）

（消費税等込）

	基本料金 （1ヶ月あたり）		超過料金 （1m ³ あたり）
印南町（滝ノ岡専用水道地区を除く）			
一般用（専用栓）	10m ³ まで	1,080円	132円
官公署・学校用	10m ³ まで	1,080円	132円
倉庫・車庫・事務所	5m ³ まで	760円	132円
工事その他臨時用	—	—	534円
営農用（事業実施地区に限る）	—	—	108円

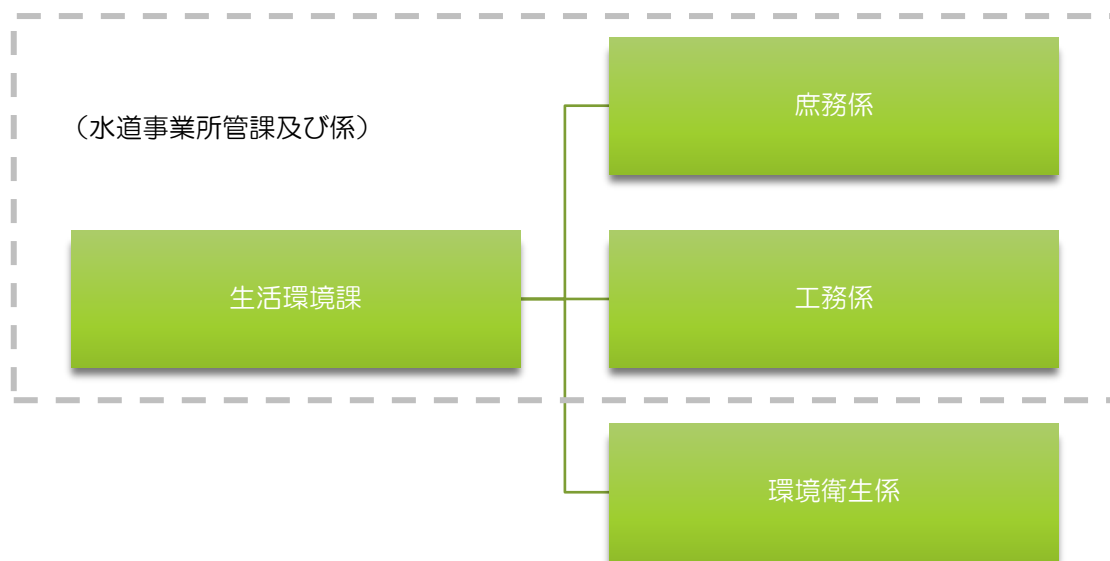
④ 組織

（ア）組織体制

本町の水道事業は、生活環境課の、主として庶務係及び工務係が担当しています。生活環境課の組織体制及び業務概要は【図表2.4】【図表2.5】に示した通りです。

生活環境課は、下水道事業に関する業務も行っています。水道事業と下水道事業の業務をひとつの課で実施することにより、重複業務の効率化、委託費などの経費の削減などを行うことができます。

【図表 2.4】生活環境課 組織図



【図表2.5】業務概要

係 名	業 務 内 容
庶務係	使用料、手数料その他納付金の収納に関する事項 課の庶務に関する事項
工務係	水道事業に関する事項 水道施設の維持管理に関する事項

(イ) 職員数

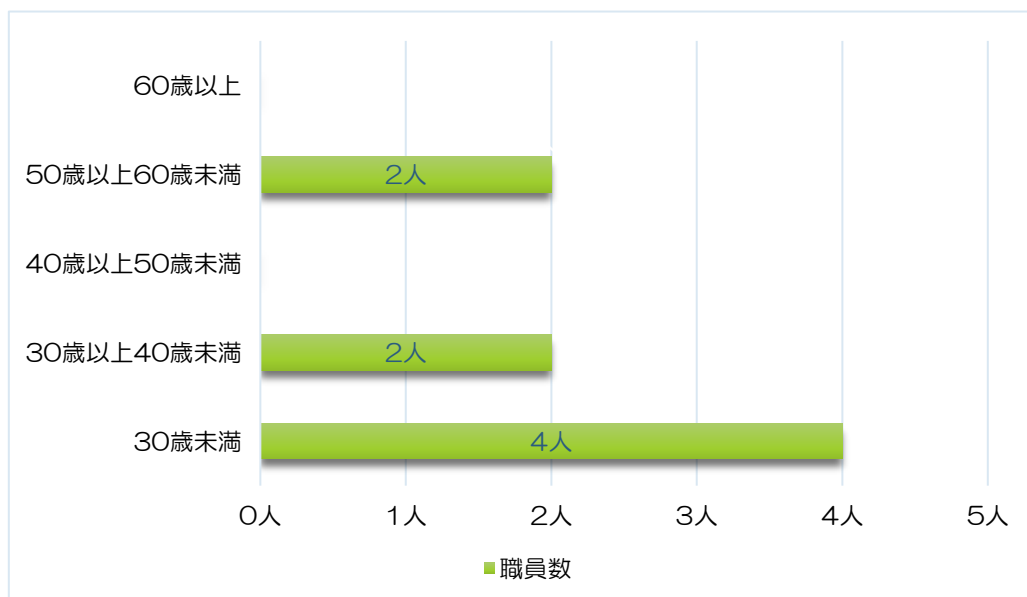
本町の生活環境課は、課長を含め合計8名で業務にあたっていますが、そのうち、水道事業所
属の職員数は2名です。

(ウ) 年齢構成

本町の生活環境課の年齢別職員構成は【図表2.6】に示した通りです。

グラフから見て取れるように、50代が2名で、20代30代の若手が半数以上を占めます。水道事業においては、施設運営や建設事業等に関する特殊な技能や知識が必要となりますが、ベテラン職員の知識と技術をどのように若手に継承していくかが現状の課題となっています。

【図表2.6】年齢別職員構成（平成30年3月末現在）



(2) これまでの主な経営健全化の取組

本町では、これまで①定期的な点検による施設の利用状況の把握、②点検結果に基づく適切な修繕による更新費用の削減、③業務の効率化による経費の削減、さらには④エコ機器の採用による消費電力量の削減など、経営健全化につながる様々な方策に取り組んでいます。

(3) 経営比較分析

経営戦略の策定をする上で、まずは経営の現状や課題を的確に把握することが重要です。そのためには、経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化の状況を把握し、経年変化や類似団体との比較等の分析を行うことが有用です。

そこで、総務省が公表する「経営比較分析表」の指標を用いて現状分析をし、評価を行います。評価については、次の3段階とします。

- A 現状では課題は特に見当たらない。
- B 現状では悪化していないが、今後課題となりうる。
- C 現状で悪化しているため、改善への取組を進める必要がある。

※注：本町は、平成29年度から地方公営企業法を適用しています。そのため、平成25年度から平成28年度の指標は、法非適用企業として公表している数値です。詳しくは各指標の説明を参照してください。また平成25年度から平成28年度の平均値は、給水人口5,001人以上10,000人以下の法非適用簡易水道事業の平均値、平成29年度の平均値は、給水人口5千人以上1万人以下の末端給水事業の平均値を示します。

① 経営の健全性・効率性

(ア) 経常収支比率

指標の意味	<p>給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。</p> <p>単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。</p> <p>法適用前の平成28年度までは類似の指標として「収益的収支比率」を公表していますが、算定式が異なるためグラフに含めていません。</p>																				
算定式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	評価	C																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 印南町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>88.28</td> </tr> <tr> <td>● 平均値</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>104.4</td> </tr> </tbody> </table>			H25	H26	H27	H28	H29	■ 印南町					88.28	● 平均値					104.4	分析コメント	<p>収益的収支比率及び経常収支比率は100%を下回る水準となっています。中長期的な人口の減少及び老朽化対策に伴う減価償却費等の費用の増加が見込まれるため、継続して原価の削減に取り組むとともに、原価に見合った使用料を徴収するよう料金水準についても検討することが必要です。</p>
	H25	H26	H27	H28	H29																
■ 印南町					88.28																
● 平均値					104.4																

(イ) 累積欠損金比率

指標の意味	<p>営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標。</p> <p>累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。</p> <p>法適用前の平成28年度までは、該当数値が無いため記載していません。</p>																				
算定式	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	評価	C																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 印南町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>24.93</td> </tr> <tr> <td>● 平均値</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>16.40</td> </tr> </tbody> </table>			H25	H26	H27	H28	H29	■ 印南町					24.93	● 平均値					16.40	分析コメント	<p>平成29年度に未処理欠損金が生じており、今後もこのような経営状態が継続する可能性があります。早期に経営健全化に取り組み、累積欠損金の解消に努める必要があります。</p>
	H25	H26	H27	H28	H29																
■ 印南町					24.93																
● 平均値					16.40																

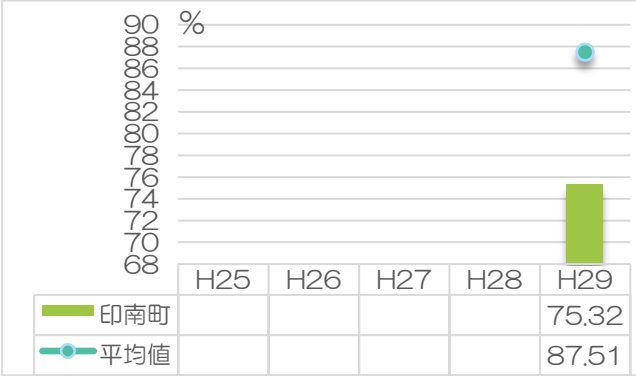
(ウ) 流動比率

<p>指標の意味</p>	<p>短期的な債務に対する支払能力を表す指標。 一般的に 100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。 法適用前の平成 28 年度までは、該当数値が無いため記載していません。</p>																				
<p>算定式</p>	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	<p>評価</p>	<p>B</p>																		
<table border="1" data-bbox="271 840 885 952"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 印南町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>229.0</td> </tr> <tr> <td>● 平均値</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>293.2</td> </tr> </tbody> </table>			H25	H26	H27	H28	H29	■ 印南町					229.0	● 平均値					293.2	<p>分析コメント</p>	<p>200%を上回ることが理想とされる指標です。本町は200%を超えており流動資産に占める現金預金の割合も大きいため、現状、短期的な支払能力に懸念はありません。 ただし、今後、老朽施設の更新等による多額の支出が見込まれるため、現金預金を一定額以上確保できるよう、財源構成を慎重に検討することが必要となります。</p>
	H25	H26	H27	H28	H29																
■ 印南町					229.0																
● 平均値					293.2																


(エ) 企業債残高対給水収益比率

<p>指標の意味</p>	<p>給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。 明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。</p>																				
<p>算定式</p>	$\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$	<p>評価</p>	<p>B</p>																		
<table border="1" data-bbox="271 1713 885 1825"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 印南町</td> <td>873.4</td> <td>1,015</td> <td>1,024</td> <td>1,158</td> <td>1,088</td> </tr> <tr> <td>● 平均値</td> <td>1,167</td> <td>1,228</td> <td>1,280</td> <td>1,346</td> <td>542.3</td> </tr> </tbody> </table>			H25	H26	H27	H28	H29	■ 印南町	873.4	1,015	1,024	1,158	1,088	● 平均値	1,167	1,228	1,280	1,346	542.3	<p>分析コメント</p>	<p>簡水統合事業を実施したため、企業債の残高が多くなっています。多額の起債は将来の経営を圧迫することになります。 今後も継続して企業債発行の抑制に取り組んでいくことが必要です。</p>
	H25	H26	H27	H28	H29																
■ 印南町	873.4	1,015	1,024	1,158	1,088																
● 平均値	1,167	1,228	1,280	1,346	542.3																

(才) 料金回収率

<p>指標の意味</p>	<p>給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標で、料金水準等を評価することが可能です。 料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。数値が低く、繰出基準に定める事由以外の繰出金によって収入不足を補填しているような事業体にとっては、適切な料金収入の確保が求められます。 法適用前の平成28年度までの「料金回収率」は算定式の分母である「給水原価」の算定式が法適用前後で異なるためグラフに含めていません。</p>																			
<p>算定式</p>	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$	<p>評価</p>	<p>C</p>																	
 <table border="1" data-bbox="272 920 871 1025"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 印南町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>75.32</td> </tr> <tr> <td>● 平均値</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>87.51</td> </tr> </tbody> </table>			H25	H26	H27	H28	H29	■ 印南町					75.32	● 平均値					87.51	<p>分析コメント 100%を下回り、給水に係る費用が給水収益では賄われていません。今後の老朽化対策に伴い、給水原価はさらに増加することが見込まれるため、当指標はさらに悪化することが懸念されます。 給水原価を抑えると共に、適正な水準の料金単価の設定を検討する必要があります。</p>
	H25	H26	H27	H28	H29															
■ 印南町					75.32															
● 平均値					87.51															

(力) 給水原価

<p>指標の意味</p>	<p>有収水量1㎡当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標。明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析することが求められます。 必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善が必要となります。 法適用前の平成28年度までの「給水原価」は算定式が異なるためグラフに含めていません。</p>																			
<p>算定式</p>	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$	<p>評価</p>	<p>B</p>																	
 <table border="1" data-bbox="272 1787 871 1899"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 印南町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>167.1</td> </tr> <tr> <td>● 平均値</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>218.4</td> </tr> </tbody> </table>			H25	H26	H27	H28	H29	■ 印南町					167.1	● 平均値					218.4	<p>分析コメント 給水原価は類似団体に比べて低い水準にあります。しかし、今後必要となる施設設備の老朽化対策に係る費用が給水原価を押し上げ、経営を圧迫することが予想されます。</p>
	H25	H26	H27	H28	H29															
■ 印南町					167.1															
● 平均値					218.4															

(キ) 施設利用率

<p>指標の意味</p>	<p>1日配水能力に対する1日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。 明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。 経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないかといった分析が必要です。</p>																				
<p>算定式</p>	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$	<p>評価</p>	<p>B</p>																		
<table border="1" data-bbox="271 884 885 1008"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 印南町</td> <td>69.20</td> <td>67.50</td> <td>71.62</td> <td>68.72</td> <td>76.05</td> </tr> <tr> <td>● 平均値</td> <td>60.17</td> <td>58.96</td> <td>58.10</td> <td>56.19</td> <td>50.24</td> </tr> </tbody> </table>			H25	H26	H27	H28	H29	■ 印南町	69.20	67.50	71.62	68.72	76.05	● 平均値	60.17	58.96	58.10	56.19	50.24	<p>分析コメント</p>	<p>施設利用率は現時点において概ね適正な水準と考えられます。今後は給水人口の減少に合わせて、施設規模の見直しも計画的に実施していくことが重要です。</p>
	H25	H26	H27	H28	H29																
■ 印南町	69.20	67.50	71.62	68.72	76.05																
● 平均値	60.17	58.96	58.10	56.19	50.24																

(ク) 有収率

<p>指標の意味</p>	<p>施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。 100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されているといえます。数値が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、漏水やメーター不感等といった原因を特定し、その対策を講じる必要があります。</p>																				
<p>算定式</p>	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$	<p>評価</p>	<p>C</p>																		
<table border="1" data-bbox="271 1848 885 1960"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 印南町</td> <td>68.52</td> <td>73.56</td> <td>69.34</td> <td>71.42</td> <td>72.48</td> </tr> <tr> <td>● 平均値</td> <td>76.68</td> <td>76.58</td> <td>76.69</td> <td>77.18</td> <td>78.65</td> </tr> </tbody> </table>			H25	H26	H27	H28	H29	■ 印南町	68.52	73.56	69.34	71.42	72.48	● 平均値	76.68	76.58	76.69	77.18	78.65	<p>分析コメント</p>	<p>漏水が多く、有収率は類似団体平均よりも低くなっています。有収率の向上により原価の削減が見込まれるため、漏水調査や老朽管の更新を進め、有収率の向上に努める必要があります。</p>
	H25	H26	H27	H28	H29																
■ 印南町	68.52	73.56	69.34	71.42	72.48																
● 平均値	76.68	76.58	76.69	77.18	78.65																

② 老朽化の状況

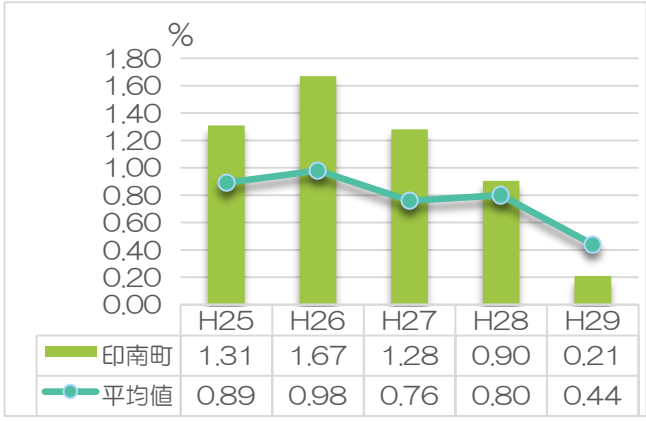
(ア) 有形固定資産減価償却率

指標の意味	<p>有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度を示しています。</p> <p>一般的に、数値が100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。管路経年化率や管路更新率の状況を踏まえて分析する必要があります。</p> <p>法適用前の平成28年度までは、該当数値が無いため記載していません。</p>																			
算定式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	評価	C																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 印南町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4.32</td> </tr> <tr> <td>● 平均値</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45.14</td> </tr> </tbody> </table>		H25	H26	H27	H28	H29	■ 印南町					4.32	● 平均値					45.14	分析コメント	<p>法適用時にはそれまでの減価償却累計額を引き継がず、ゼロとするため、貸借対照表に計上される減価償却累計額は実際よりも小さくなります。</p> <p>そのため、数字上では有形固定資産減価償却率は低く、老朽化は進んでいないように見えますが、実際には供用開始から60年が経過しており施設の老朽化は進んでいます。</p>
	H25	H26	H27	H28	H29															
■ 印南町					4.32															
● 平均値					45.14															

(イ) 管路経年化率

指標の意味	<p>法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度を示しています。</p> <p>一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができます。</p> <p>法適用前の平成28年度までは、該当数値が無いため記載していません。</p>																			
算定式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$	評価	C																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 印南町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>● 平均値</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>13.58</td> </tr> </tbody> </table>		H25	H26	H27	H28	H29	■ 印南町					0.00	● 平均値					13.58	分析コメント	<p>管路経年化率はゼロ%ですが、これは、古い管路の取得年月が判明しなかったため数値として捕捉できなかったものであり、実際には、有収率が低いことから分かるように、管路の老朽化は進んでいます。</p> <p>耐震化とあわせて計画的な更新を実施していく必要があります。</p>
	H25	H26	H27	H28	H29															
■ 印南町					0.00															
● 平均値					13.58															

(ウ) 管路更新率

指標の意味	当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。 明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、全ての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できます。																				
算定式	$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$	評価	B																		
 <table border="1" data-bbox="272 904 887 992"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 印南町</td> <td>1.31</td> <td>1.67</td> <td>1.28</td> <td>0.90</td> <td>0.21</td> </tr> <tr> <td>● 平均値</td> <td>0.89</td> <td>0.98</td> <td>0.76</td> <td>0.80</td> <td>0.44</td> </tr> </tbody> </table>			H25	H26	H27	H28	H29	■ 印南町	1.31	1.67	1.28	0.90	0.21	● 平均値	0.89	0.98	0.76	0.80	0.44	分析コメント	管路の老朽化が進むなかで、近年では管路更新率が悪化してきており、管路の更新ペースは順調とは言えません。 財源確保の問題はありますが、水の安定供給を図るためには計画的な更新をしていくことが必要です。
	H25	H26	H27	H28	H29																
■ 印南町	1.31	1.67	1.28	0.90	0.21																
● 平均値	0.89	0.98	0.76	0.80	0.44																

③ 経営指標分析の全体総括

収益性に関しては、給水に係る原価を給水収益でまかなうことができていません。継続的に原価の削減に取り組むのはもちろんのこと、料金単価の見直しを実施し適正な収入を確保していくことが重要です。また、財務面においては、簡水統合事業を実施したため、企業債の残高が多くなっています。起債の抑制に努め、将来世代への過度の負担を回避することが必要です。

老朽化の状況に関しては、管路の老朽化に伴う漏水により、有収率は70%程度と低い水準になっています。供用開始から約60年が経過し、施設設備の老朽化は確実に進んでいます。将来の水需要に応じた、中長期的な視点での適切で無駄のない投資計画を策定し、将来に持続可能な水道経営を模索する必要があります。

3. 将来の事業環境

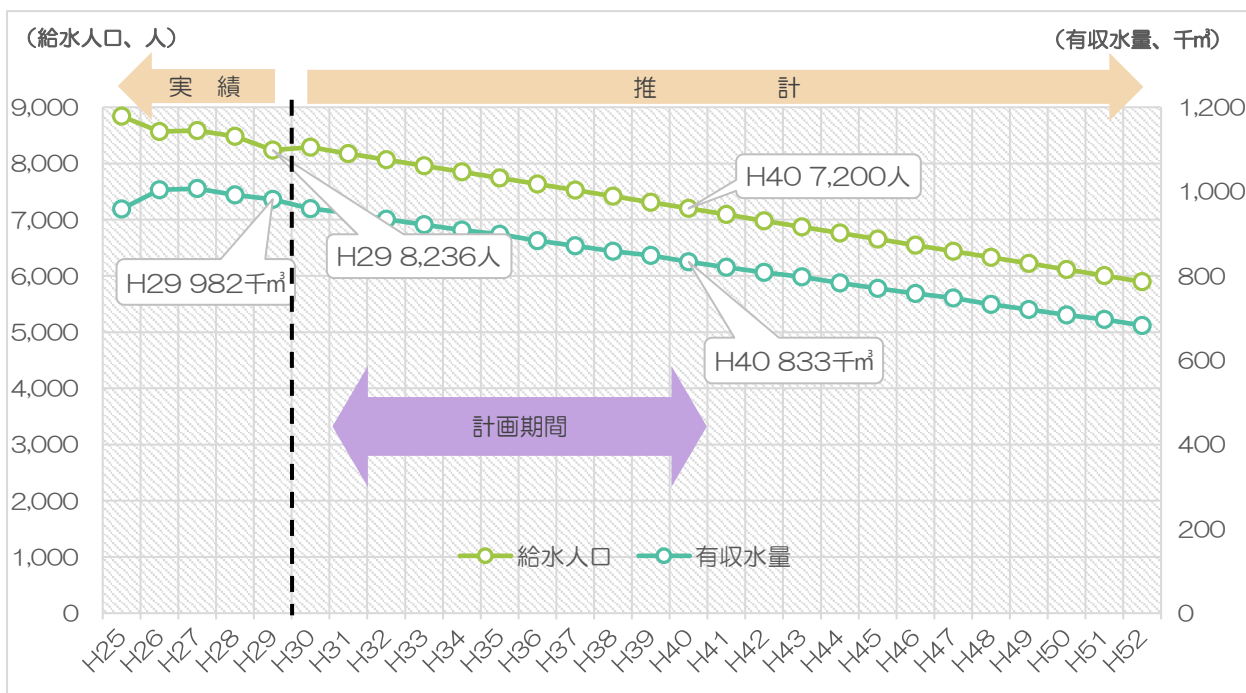
(1) 給水人口と水需要（有収水量）の見通し

水需要は、料金収入の基礎となるものであるため、過去の実績、地域の特性および社会の動向等を十分に勘案して、適正に予測する必要があります。

今回、給水需要の推計を行うにあたり、計画期間において大規模開発といった大幅な需要の変動要因は予見されていないため、水需要はおおむね給水人口に比例するものと想定しました。また、普及率は100%であるため、給水人口は行政区域内人口に等しいと考えます。行政区域内人口については、「印南町人口ビジョン（平成28年3月）」において推計がなされているためこれを利用し、最新の実績値で補正することとしました。

水需要（有収水量）の予測は過去の実績値に予測給水人口の減少率を乗じて算出しています。

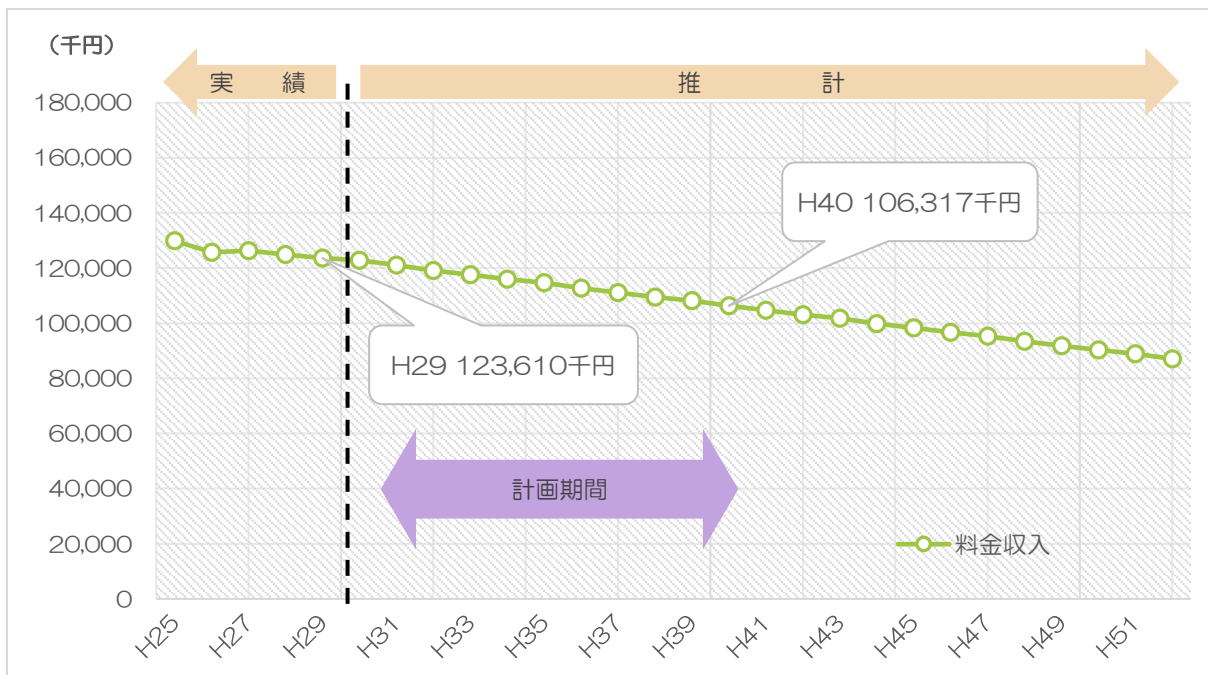
【図表3.1】給水人口と水需要（有収水量）の実績と将来予測



(2) 料金収入の見通し

料金収入の見通しは、有収水量の推計値に平成25年度から平成29年度の供給単価実績値の平均値127.56円/m³を乗じて算出しています。給水人口の減少に伴い有収水量も減少していくことが予想されるため、水道料金収入についても減少していくことが見込まれます。

【図表3.2】 料金収入の実績と将来予測



(3) 施設の見通し

① 浄水場

本町の浄水場は印南浄水場、印南原浄水場、切目川水源地、川又浄水場の4箇所です。印南浄水場は平成10年、印南原浄水場は昭和54年、切目川水源地は平成5年、川又浄水場は平成19年以降に建設を行っています。建屋などの建造物は耐用年数には達していませんが、機械装置や電気設備などは耐用年数を超えて使用しているものがあり、順次更新していくことが必要となります。

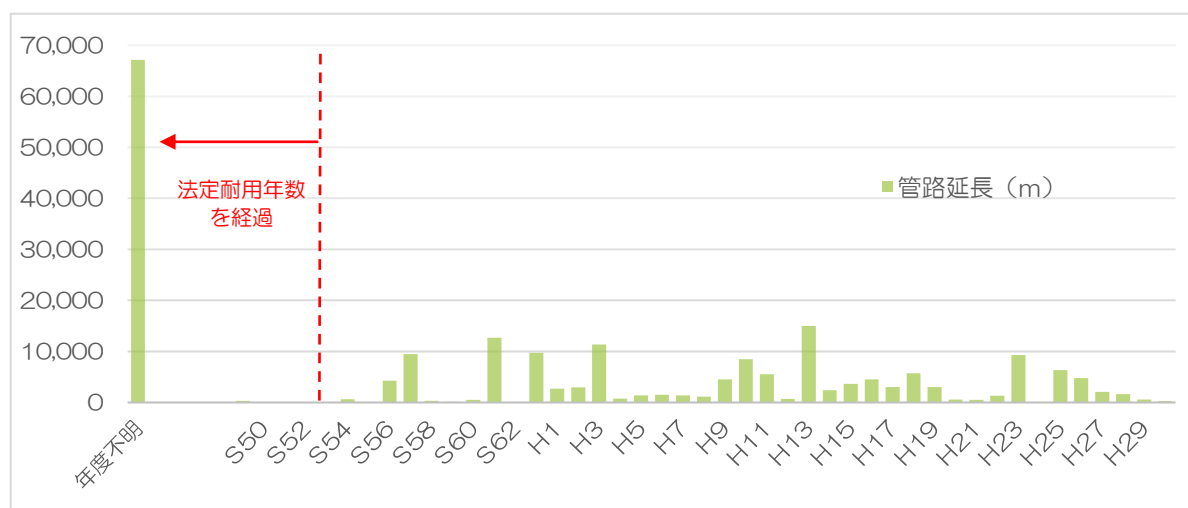
② 配水池

本町の配水池は印南配水池、印南原配水池、切目配水池など全部で24箇所あります。配水池についても、機械装置や電気設備などは耐用年数を超えて使用しているものがあり、順次更新していくことが必要となります。

③ 管路

管路については、布設年度が不明となっているものが多く、老朽化の度合いが正確には把握できませんが、水道の供用開始が昭和33年であるため、同時期に布設された管路は60年以上が経過しているものと推定されます。定期的に漏水調査などを実施し、更新が必要と判断された管路は順次布設替えを実施していくことが必要となります。

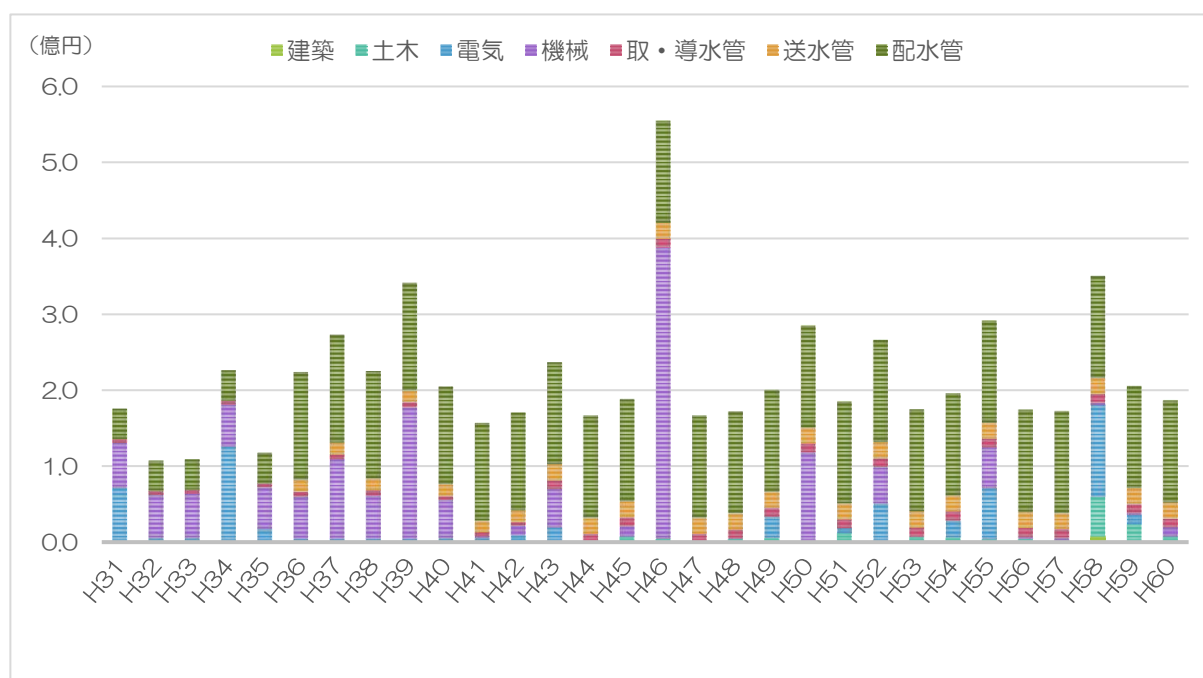
【図表3.3】 管路布設状況



④ アセットマネジメント

本町では、平成28年度にアセットマネジメントを作成し、既存の水道施設全体の更新需要を把握しました。長寿命化を前提とし、更新時期を、管路は法定耐用年数の1.5倍、その他の施設設備は法定耐用年数の1.2倍が経過したときとした場合、現状規模のまま更新を行うとすると、今後30年間で65億円の建設費用を要し、年平均2億円かかる試算となりました。

【図表3.4】アセットマネジメントにおける更新需要の見込み



本町では、平成29年3月に「印南町公共施設等総合管理計画」を策定しています。これは、本町にある公共施設等の現状を把握し、中長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等の基本方針を定め、将来的な財政にかかる負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適切な規模とあり方を検討する、マネジメントの基本的な方向性を示したものです。

前述の通り、アセットマネジメントにおいて試算された更新需要見込みは莫大な金額となりました。昨今の厳しい財政状況の中でこれらすべての更新を行うのは困難です。今後、水道事業では、「印南町公共施設等総合管理計画」の方針に沿って、施設設備の健全性・重要度・優先度を踏まえて更新、長寿命化又は修繕などを実施し、財政負担を軽減できる方策を検討していきます。

(4) 組織の見通し

本経営戦略における「投資・財政計画（財政収支計画）」において、現状通りとする見通しで計画しています。

加えて、将来の水道事業を安定的に維持していくためには、次世代の人材育成が課題となっています。将来にわたって維持・継承・発展すべき水道技術の精査を行い、各種研修への職員派遣や、他自治体との技術協力体制を拡充しながら、広い視野に立ったより良い人材育成に取り組んでいきます。

4. 経営の基本方針

水道事業を取り巻く環境は、厳しい状況に直面しています。今後も、移り変わる環境や社会的要請への対応を総合的に検討していくことによって、本町水道事業を将来にわたって持続可能なものとし、町民の信頼にお応えしていく必要があります。

そこで本町では「町民への安全でおいしい水の安定した供給」を基本理念とし、①減少する水需要を見据えた施設の効率利用、②企業債の適切な活用による世代間の負担格差の抑制、③経営基盤の強化と財政マネジメントの向上による持続可能な経営の確保を目指します。

5. 投資・財政計画（収支計画）

（１） 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）については、P30～P31を参照してください。

（２） 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

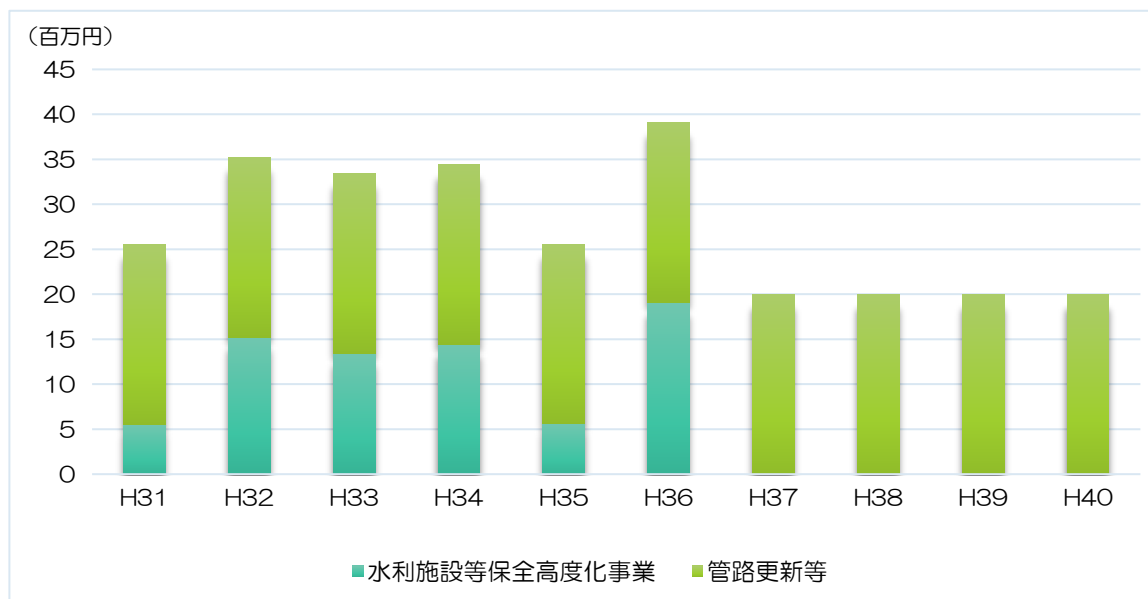
目標	平成40年度までに経営を立て直し財源確保の見通しを立てたうえで、今後の中長期的な施設管理の詳細な計画を策定します。
	南海トラフ地震に備え、耐震化率の向上を目指します。
	漏水対策を行い、有収率70%台を維持します。

3. 将来の事業環境 （3）施設の見通し で説明した通り、今後、莫大な額の更新費用が必要となる見込みですが、本町の水道事業は、そのための十分な資金的余裕がありません。まずは、経営を健全化するための施策を検討実行し、財源確保の目途をたてることが最優先課題となります。

今回策定した収支計画においては、既に計画されている水利施設等保全高度化事業と最低限かかるであろう管路更新等の費用を見込んでいます。

計画期間（平成31年度～平成40年度）に必要と見込まれる投資額（建設改良費）は【図表5.1】の通りです。計画期間内の合計額は約2億7千万円となる見込みです。

【図表5.1】建設改良費の内訳



② 収支計画のうち財源についての説明

目標	料金改定を実現し、当期純利益の黒字化を目指します。
	企業債残高が現状（12億円）以下となるように起債を抑制します。

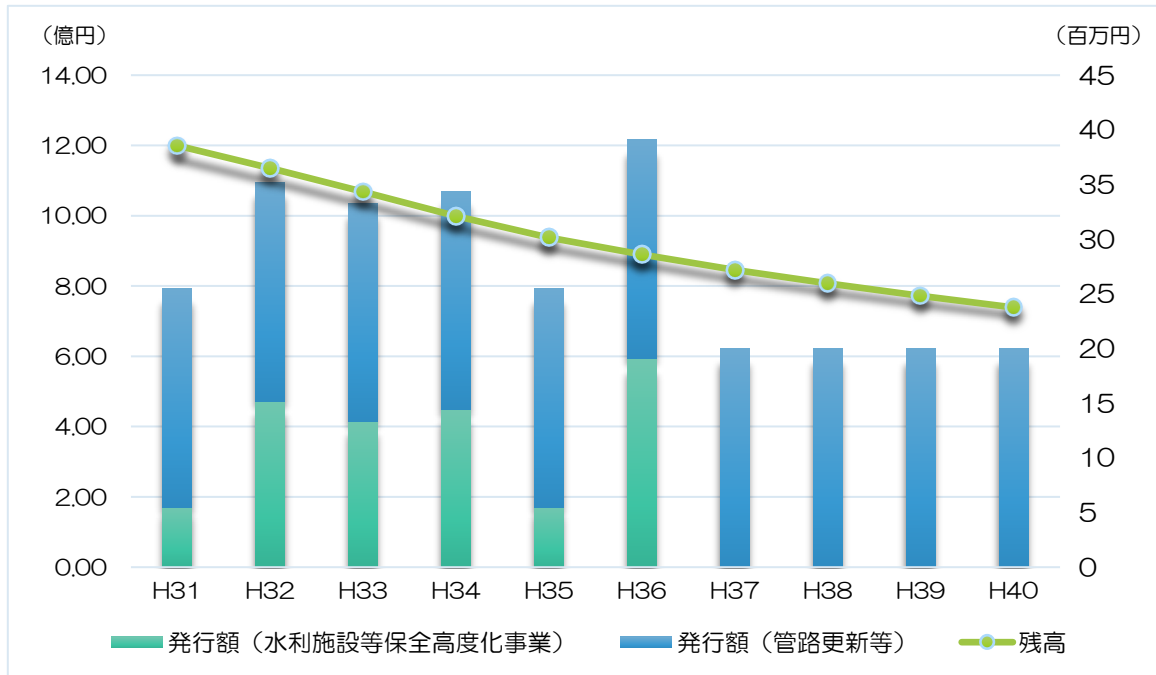
(ア) 料金収入

3. 将来の事業環境（2）料金収入の見通し で示した通りです。更新費用の財源を確保し、経営の健全化・安定化を図るため、今後は、町民の皆さまの意見を聴きながら、料金改定を目指した検討を重ねていきたいと考えていますが、本経営戦略の策定時点においては、具体的な料金改定率を示すことができません。このため、収支計画は、現行の料金体系を維持することを前提で作成しています。

(イ) 企業債

建設費用に必要な財源として、企業債を発行します。各年度の発行額及び残高は【図表5.2】の通りです。新規に起債した企業債の償還期間は30年（5年据え置き）として将来の償還額を算出しています。

【図表 5.2】 企業債残高と発行額の推移



(ウ) 国庫補助金

国庫補助金は見込んでいません。

(工) 一般会計繰入金

一般会計からの繰入金については、財政部局と調整のうえ、総務省が定める繰出基準の範囲内で適切な額を確保しています。

③ 収支計画のうち投資以外の主な経費についての説明

(ア) 職員給与費

平成29年度の実績値から算出した1人当たりの職員給与費に毎年1%ずつの定期昇給を加味した単価に、職員数を乗じています。

(イ) 動力費

平成29年度の値が継続するものとして算出しています。

(ウ) 光熱水費

過去の実績値に、予測年間総配水量の増減率を乗じて算定しています。

(エ) その他の維持管理費

過去3年間の平均値で算定しています。

(オ) 減価償却費

平成29年度までの既得資産の減価償却費は固定資産システムより算出しました。平成30年度以降に取得する資産については、耐用年数を40年と仮定して減価償却費を算定しています。

(カ) 支払利息

平成29年度までの既発行債に係る支払利息は償還スケジュールと約定利率を基に算出しました。平成30年度以降の新規発行分については、償還期間30年(うち、当初の5年間は据え置き)、利率1%、元利均等額返済を仮定して算出しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

(ア) 民間の資金・ノウハウ等の活用（PFI・DBOの導入等）

現時点でPFI・DBOなどの民間活用手法の導入予定はありません。

今後も先行事例や近隣の自治体の動向などを参考に、どのような手法により事業を実施するのが最も適切であるか、水供給の安全性・安定性、危機管理体制の維持等も考慮しながら、調査し検討していきます。

(イ) 施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）、施設・設備の合理化（スペックダウン）、施設・設備の長寿命化等の投資の平準化

水道施設の性能・機能を許容できるレベル以上に保っていくためには、定期的な点検による修繕や小規模改修工事、大規模改修工事、長寿命化改修工事、建て替えなどの選択肢があります。このような様々な選択肢のなかで、ライフサイクルコストが最も削減できる方法を選択していきます。

また、投資計画を策定する際には、今後の水需要を勘案してどのような規模・スペックの施設設備が適切か、施設の廃止や統合によるコストダウンは可能かなど、あらゆる面を中長期的な視点で検討したうえで、過剰な投資とならないように配慮し財政負担の軽減に努めます。

(ウ) 広域化

国や県の動向や広域化に関する法改正等の動きを注視しつつ、広域化によるメリット・デメリットを検討し、中長期的にはどのようなかたちで事業運営を行っていくのが最も適切か、広域化による効果の検証などを行っていきます。

また、近隣自治体との業務の共同化についても、その可否と効果を研究・模索していきたいと考えています。

② 財源について検討状況等

(ア) 料金・繰入金

「投資・財政計画（収支計画）」で示した通り、現行の料金体系のままでは現金預金残高が平成40年度までにゼロとなり、資金繰りが厳しくなる見込みとなりました。

人口減少に伴う料金収入の減少から収益性が悪化し赤字が継続するため、内部留保資金が蓄積されず、老朽化する施設設備や管路の更新も困難な状況です。

財源については、財政部局と調整のうえ一般会計からの基準外繰入を受けることも検討していきますが、一般会計においても財政がひっ迫していますので、現行の水道料金を見直すことにより財源の確保を図ることが不可避であると考えます。今後、具体的な改定率や料金体系についての検討を進めて参ります。

(イ) 企業債

企業債残高は徐々に減少していく見込みです。今後も可能な限り残高を抑制し、将来世代の負担を軽減する努力をしたいと考えています。

(ウ) 資産の有効活用等による収入増加の取組

活用すべき遊休資産等はありません。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

(ア) 委託料

現在、検針業務については民間へ委託しています。

水道料金徴収等業務、浄・配水池施設管理業務などについては、今後、民間活用による費用対効果を検証し、業務の効率化・費用の削減効果が見込める場合には、民間活用を検討します。

(イ) 修繕費

既存施設の定期的な保守点検を実施し、故障を未然に防ぐことにより修繕費の抑制を図ります。

(ウ) 職員給与費

業務内容を見直すことにより勤務時間の削減に努めます。

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略は、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年に一度見直し（ローリング）を行う必要があります。

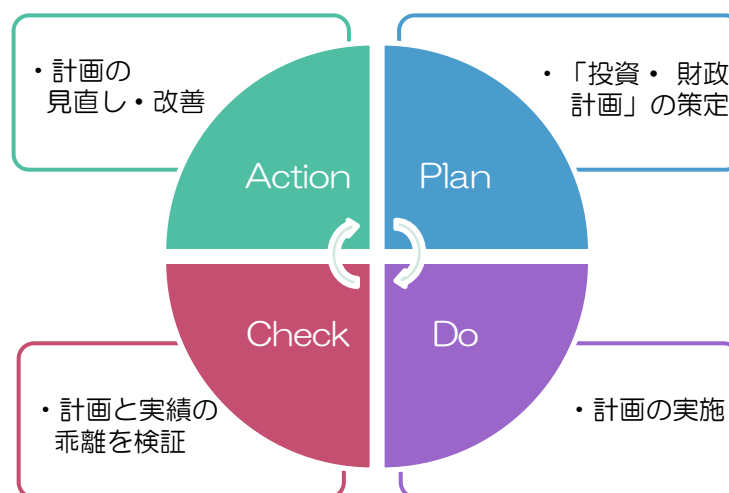
見直しに当たっては、経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を企業経営に反映させる計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を導入します。

毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離の確認
- 経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性の確認

3～5年毎の検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の把握
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- 投資計画及び財源の内容の検証及び見直し
- 経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定



以上

あ行

アセットマネジメント	目指すべき目標を達成するために、組織にとって潜在的あるいは実際に価値を持つ資産（設備、人材、資金等）を、コスト、リスク及びパフォーマンスの最適なバランスを確保しながら、最大限の価値を実現するための手法。
1日配水能力	1日に配水することができる最大水量。
1日平均配水量	水道局の配水施設から市内の配水管に送り出される水量（配水量）の年間合計（年間配水量）の、1日平均の水量。
営業外収益・費用	他会計からの繰入金や預金利息などの本来の営業活動以外の活動によって得られる収益を営業外収益といい、企業債利息などの本来の営業活動以外の活動によって発生する費用を営業外費用という。
営業収益・費用	料金収入などの本来の営業活動から生じる収益を営業収益といい、職員給与費や材料費などの維持管理費、減価償却費などの本来の営業活動から発生する費用を営業費用という。

か行

企業債	地方公営企業が事業費の財源として国等から調達する長期の借入金。
給水収益	水道事業会計における営業収益の一つで、水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たる。
給水装置	給水装置は、「需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう」と水道法で定義されている。直結する給水用具とは、給水管に容易に取りはずしのできない構造として接続され、有圧のまま給水できる給水栓などの器具類をいう。
普及率	計画給水区域の人口に占める現状の給水人口の割合

供給単価	水量 1 m ³ 当たりの売値。給水収益の総額を有収水量で除した値。
計画給水人口	事業計画において定める給水人口。
経常収益	営業収益と営業外収益の合計。
経常費用	営業費用と営業外費用の合計。
建設改良費	固定資産の新規取得又はその価値増加のために要する経費。

さ行

自己水	他の水道事業者等から供給された水ではなく、河川等から取水した水。
施設能力	浄水施設の1日当たりの配水能力。水道用水供給事業者から受水している水道事業者では、申込み受水量を含む。
受託工事収益	他から委託を受けて工事等を行う場合の収入。
浄水	水中に含まれている物質や細菌などを取り除き、飲料用に供するための適切な処理を受けた水。
スペックダウン	水道施設・設備の規模を見直し、合理化すること。

た行

耐震化率	地震により建造物が倒壊・損壊しないように補強することを耐震化という。市が保有する水道施設のうち、建築基準法で定められた耐震基準を満たす割合のことを耐震化率という。
ダウンサイジング	コスト削減や効率化のために、規模を縮小したり小型化したりすること。
長期前受金（戻入）	償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金等について「長期前受金」として負債に計上し、耐用年数に応じて毎事業年度「長期前受金戻入」として収益化する。

は行

配水管 浄水場で製造した水を水道や工業用水の使用者に送り届けるための水道管。

配水量 浄水施設から需要家まで送り出された水の量。

や行

有収水量 水道メーターにより計量され、水道料金の徴収の対象となった水量。

ら行

ライフサイクルコスト 水道施設の建設費用だけではなく、供用期間における修繕、改修などの維持管理費用及び最終の廃棄処分費用までを含んだ総費用のこと。

英字

DBO DOB（デザイン・ビルド・オペレート）とは公設民営と訳され、公共が資金調達を負担し、施設の設計・建設、運営を民間委託する方式。

PFI 公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

投資・財政計画 (收支計画)

(単位:千円, %)

年 度		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	
区 分		(決 算)	[決 算]											
收 益 的 收 入	1. 営 業 収 益 (A)	125,925	126,380	123,405	121,464	119,869	118,259	116,963	115,041	113,447	111,837	110,523	108,632	
	(1) 料 金 収 入	123,610	122,774	121,090	119,149	117,554	115,944	114,648	112,726	111,132	109,522	108,208	106,317	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他	2,315	3,606	2,315	2,315	2,315	2,315	2,315	2,315	2,315	2,315	2,315	2,315	
	2. 営 業 外 収 益	64,879	66,228	63,490	64,474	64,195	63,088	62,239	61,262	59,621	57,997	56,554	54,919	
	(1) 補 助 金	9,870	10,846	8,588	7,984	7,340	6,711	6,087	5,493	4,916	4,444	4,047	3,669	
	他 会 計 補 助 金	9,870	10,846	8,588	7,984	7,340	6,711	6,087	5,493	4,916	4,444	4,047	3,669	
	そ の 他 補 助 金													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	52,021	53,489	51,905	53,512	53,908	53,466	53,283	52,938	51,916	50,800	49,790	48,572	
	(3) そ の 他	2,988	1,893	2,997	2,978	2,947	2,911	2,869	2,831	2,789	2,753	2,717	2,678	
収 入 計 (C)	190,804	192,608	186,895	185,938	184,064	181,347	179,202	176,303	173,068	169,834	167,077	163,551		
支 出	1. 営 業 費 用	194,153	203,035	187,799	186,047	186,455	186,085	181,404	178,077	177,250	176,378	174,429	172,046	
	(1) 職 員 給 与 費	11,540	11,008	11,172	11,283	11,396	11,510	11,625	11,741	11,858	11,976	12,097	12,218	
	基 本 給 付 費	6,811	6,569	6,635	6,701	6,768	6,836	6,904	6,973	7,043	7,113	7,184	7,256	
	そ の 他	4,729	4,439	4,537	4,582	4,628	4,674	4,721	4,768	4,815	4,863	4,913	4,962	
	(2) 経 費	78,509	89,706	83,293	83,230	83,229	83,227	83,224	83,223	83,224	83,221	83,225	83,220	
	動 力 費	275	449	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	
	修 繕 費	13,938	15,647	13,385	13,685	13,985	14,285	14,585	14,885	15,185	15,485	15,785	16,085	
	材 料 費	1,537	1,667	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537	
	そ の 他	62,759	71,943	68,096	67,733	67,432	67,130	66,887	66,526	66,227	65,924	65,678	65,323	
	(3) 減 価 償 却 費	104,104	102,321	93,334	91,534	91,830	91,348	86,495	83,113	82,168	81,181	79,057	76,608	
(4) 資 産 減 耗 費														
2. 営 業 外 費 用	21,978	20,823	19,844	18,962	18,143	17,309	16,485	15,601	14,881	14,148	13,554	12,984		
(1) 支 払 外 利 息	18,649	17,623	16,515	15,633	14,814	13,980	13,156	12,272	11,552	10,819	10,225	9,655		
(2) そ の 他	3,329	3,200	3,329	3,329	3,329	3,329	3,329	3,329	3,329	3,329	3,329	3,329		
支 出 計 (D)	216,131	223,858	207,643	205,009	204,598	203,394	197,889	193,678	192,131	190,526	187,983	185,030		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 25,327	△ 31,250	△ 20,748	△ 19,071	△ 20,534	△ 22,047	△ 18,687	△ 17,375	△ 19,063	△ 20,692	△ 20,906	△ 21,479		
特 別 利 益 (F)		996	1,638	1,636	1,535	1,584	1,634	1,684	1,735	660	33			
特 別 損 失 (G)	6,068	21,252												
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 6,068	△ 20,256	1,638	1,636	1,535	1,584	1,634	1,684	1,735	660	33			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 31,395	△ 51,506	△ 19,110	△ 17,435	△ 18,999	△ 20,463	△ 17,053	△ 15,691	△ 17,328	△ 20,032	△ 20,873	△ 21,479		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 31,395	△ 82,901	△ 102,011	△ 119,446	△ 138,445	△ 158,908	△ 175,961	△ 191,652	△ 208,980	△ 229,012	△ 249,885	△ 271,364		
流 動 資 産 (J)	動 資 産 (J)	220,584	182,128	172,760	157,189	138,824	117,870	98,661	77,291	59,315	40,960	21,409	11,149	
	う ち 現 金 預 金	207,653	169,283	160,088	144,717	126,517	105,729	86,654	65,482	47,670	29,481	10,065		
	う ち 未 収 金	17,793	17,673	17,431	17,152	16,922	16,690	16,503	16,226	15,997	15,765	15,576	15,304	
	流 動 負 債 (K)	96,300	100,152	111,980	113,050	115,364	98,669	99,795	76,321	70,694	67,995	65,117	64,749	
う ち 建 設 改 良 費 分	83,960	87,812	99,640	100,710	103,024	86,329	87,455	63,981	58,354	55,655	52,777	41,849		
う ち 一 時 借 入 金												10,560		
う ち 未 払 金	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		△ 25	△ 66	△ 83	△ 98	△ 115	△ 134	△ 150	△ 167	△ 184	△ 205	△ 226	△ 250	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 不 足 額 (L)													△ 11,751	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		125,925	126,380	123,405	121,464	119,869	118,259	116,963	115,041	113,447	111,837	110,523	108,632	
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													△ 11	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 不 足 額 (N)													△ 11,751	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 規 模 (P)		123,610	122,774	121,090	119,149	117,554	115,944	114,648	112,726	111,132	109,522	108,208	106,317	
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													△ 11	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度
		(決算)	(決算見込)										
資本的 収 入	1. 企業債			25,500	35,200	33,300	34,400	25,500	39,100	20,000	20,000	20,000	20,000
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	53,981	54,471	56,134	63,501	63,507	64,710	51,048	51,636	33,081	29,650	27,710	25,400
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	4,002	8,625										
	9. その他												
	計 (A)	57,983	63,096	81,634	98,701	96,807	99,110	76,548	90,736	53,081	49,650	47,710	45,400
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	57,983	63,096	81,634	98,701	96,807	99,110	76,548	90,736	53,081	49,650	47,710	45,400
資本的 支 出	1. 建設改良費	7,784	14,918	25,509	35,219	33,385	34,459	25,587	39,135	20,000	20,000	20,000	20,000
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	80,521	83,960	87,812	99,640	100,710	103,024	86,329	87,455	63,981	58,354	55,655	52,777
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
5. その他													
計 (D)	88,305	98,878	113,321	134,859	134,095	137,483	111,916	126,590	83,981	78,354	75,655	72,777	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	30,322	35,782	31,687	36,158	37,288	38,373	35,368	35,854	30,900	28,704	27,945	27,377	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金		34,683	29,368	32,956	34,253	35,240	33,042	32,296	29,082	26,886	26,127	25,559
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 積立金取りくずし額												
	4. 繰越工事資金												
	5. その他	30,322	1,099	2,319	3,202	3,035	3,133	2,326	3,558	1,818	1,818	1,818	1,818
計 (F)	30,322	35,782	31,687	36,158	37,288	38,373	35,368	35,854	30,900	28,704	27,945	27,377	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	1,345,830	1,261,870	1,199,558	1,135,118	1,067,708	999,084	938,255	889,900	845,919	807,565	771,910	739,133	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度
		(決算)	(決算見込)										
収益的 収 支 分	うち基準内繰入金	12,185	13,161	10,903	10,299	9,655	9,026	8,402	7,808	7,231	6,759	6,362	5,984
	うち基準外繰入金												
	資本的 収 支 分												
資本的 収 支 分	うち基準内繰入金	53,981	54,471	56,134	63,501	63,507	64,710	51,048	51,636	33,081	29,650	27,710	25,400
	うち基準外繰入金												
合 計	66,166	67,632	67,037	73,800	73,162	73,736	59,450	59,444	40,312	36,409	34,072	31,384	